

## 第三者への個人情報誤送付事案の発生について

県指定管理者 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）が運営する群馬県立障害者リハビリテーションセンター（以下、「県リハ」という。）において、次のとおり、個人情報を誤送付する事案が発生しました。

今後、このようなことがないように、管理・監督を徹底し、さらなる再発防止に万全を期してまいります。

### 1 概要

本年5月、事業団職員が、利用者に領収書を送付する際、誤って、他の利用者の宛名ラベルを貼った封筒（以下、「ラベル封筒」という。）で送付したものを。

なお、誤送付した領収書は既に回収済みで、個人情報等の不正利用は確認されていない。

### 2 誤送付された個人情報

氏名、障害福祉サービス受給者証番号、領収金額

### 3 経緯

- 5月15日（水） A氏の領収書を誤ってB氏の住所に送付（投函）。
- 5月24日（金） B氏の御家族から連絡があり、B氏宅に2通送付され、うち1通は内包物がA氏のものであったことが判明。  
B氏宅を訪問し、謝罪とともにA氏宛の領収書を回収した。  
併せてA氏宅を訪問し、謝罪とともにA氏宛の領収書を手交した。
- ～5月27日（月） A氏とB氏以外で今回ラベル封筒にて送付した13名について、全員が正しく送付されていることを確認。

### 4 再発防止策

指定管理者である事業団に対し、改めて以下について指導を行った。

- ・窓付封筒への切り替えなど、利用者に通知する際の送付方法やチェック体制の見直しを行うこと
- ・研修等を通じて、改めて個人情報に関する正しい理解の促進と知識の習得を図ること
- ・各種台帳の登録内容の定期確認と、常に最新の情報に更新するための体制を確立し実践すること
- ・個人情報を厳正に管理するとともに情報セキュリティ対策を徹底すること